



新技術概要説明情報

「概要」「従来技術との比較」等のタブをクリックすることでそれぞれの内容を閲覧することができます。関連する情報がある場合は画面の上部にあるリンクをクリックすることができます。

ものづくり 日本大賞	国土技術 開発賞	建設技術 審査証明 ※	他機関の 評価結果

2017.06.05 現在

ページ印刷用表示

一括印刷用表示

技術 名称	バーチャル立体保安標識			事後評価未実施技術	登録 No.	KT-150102-A
事前審査	事後評価		技術の位置付け(有用な新技術)			
	試行実証評価	活用効果評価	推奨 技術	準推奨 技術	評価促進 技術	活用促進 技術
			旧実施要領における技術の位置付け			
			活用促進 技術(旧)	設計比較 対象技術	少実績 優良技術	
	活用効果調査入力様式		適用期間等			
-A	活用効果調査入力システム を使用してください。		-			

上記※印の情報と以下の情報は申請者の申請に基づき掲載しております。申請情報の最終更新年月日:2016.01.04

[概要](#) | [従来技術との比較](#) | [特許・審査証明](#) | [単価・施工方法](#) | [問合せ先・その他](#) | [詳細説明資料](#)

副 題	立体錯視を用いたシート形状の警戒標識	区分	製品
分類 1	共通工 - その他		
分類 2	仮設工 - その他		
分類 3	道路維持修繕工 - その他		

概要

①何について何をする技術なのか?
・立体錯視を用いたシート形状の警戒標識

②従来はどのような技術で対応していたのか?
・立掛け式の警戒標識

③公共工事のどこに適用できるのか?
・仮設工事
・道路維持修繕工事

④その他
申請技術の特徴

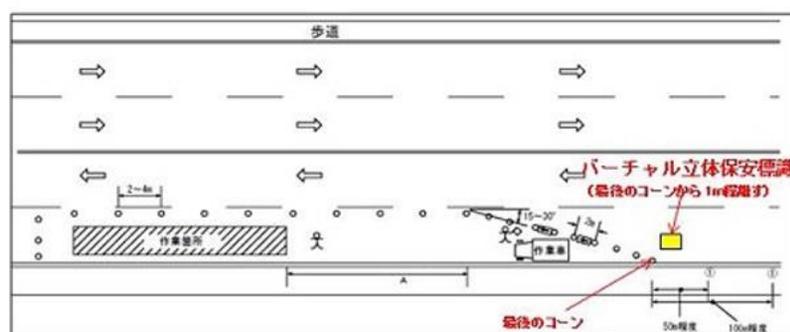
・製品が立体的に見えるようにする為、運転手から見て手前から奥へ広がる立体錯視技術を用いてデザインしています。昼夜共に、約 10m 先から見て最も立体的に見える設計です。

- ・60km/h で走行中の車両運転席から昼間は約 20m、夜間は約 15m 程で存在が認識可能です。
- ・国関整道管第 65 号 道路工事保安施設設置基準をベースとし、立て掛け式警戒標識の補助として使用します。(添付画像に示す場所に敷設します。)
- ・万が一車両が製品に乗り上げても良い設計になっているため、車両走行の妨げにはなりません。
- ・本製品は道路が冠水しても自重が重いため、浮き上がりません。
- ・表示内容はご希望に合わせてカスタマイズが可能です。

項目	型式①	型式②	型式③
外形寸法[mm]	900 × 1800	1200 × 3000	600 × 1800
重さ[kg]	約 5kg	約 10kg	約 6kg



製品写真



設置例

新規性及び期待される効果

①どこに新規性があるのか?(従来技術と比較して何を改善したのか?)

- ・警戒標識の設置方法を立て掛け式から敷設式に変えた。
- ・警戒標識の材質をスチールまたは鉄製から塩ビ製に変えた。

②期待される効果は?(新技術活用のメリットは?)

- ・敷設式に変えたことにより、警戒標識に車が衝突しても飛ばされる可能性が低減する為安全性の向上が期待できる。
- ・塩ビ製に変えたことにより、軽量で持ち運びが容易になるため、設置における工程の短縮及び省力化が図れる。
- ・塩ビ製に変えたことにより、設置が容易になり、作業員が車道部に立ち入る時間が低減するため作業環境の向上が図れる。
- ・塩ビ製に変えたことにより、製造単価が下がる為、経済性の向上が図れる。

適用条件

①自然条件

- ・使用可能平均風速 10m/s 以下
- ・悪天候時は使用不可。
- ・使用可能路面温度 0℃以上～60℃以下

②現場条件

- ・1枚(1.8m×0.9m)当たりの設置スペース 2.3m×0.9m

③技術提供可能地域

- ・技術提供地域については制限無し

④関係法令等

- ・特に無し

適用範囲

①適用可能な範囲

- ・制限速度 60km/h 以下の平坦な一般自動車道路。
- ・常時車両が通行しない場所

②特に効果の高い適用範囲

- ・植栽の剪定作業等の移動が多い現場。

③適用できない範囲

- ・制限速度 60km/h を超える自動車道路。
- ・常時車両が通行する場所

④適用にあたり、関係する基準およびその引用元

- ・道路工事保安施設設置基準

留意事項

①設計時

- ・本製品を使用する場合は、道路条件によって適用出来ない可能性がある為、事前に問い合わせ先に連絡すること。
- ・本製品は標識令に準じていないため、道路標識として使用しないこと。
- ・本製品を道路に設置する場合は、他の保安用品と同様、管理者等に届け出ること。

②施工時

- ・本技術を設置する場合は、付属の説明書を確認すること。

③維持管理等

- ・本技術を保管する場合は、付属の説明書を確認すること。

④その他

- ・特に無し

このシステムは Internet Explorer の文字サイズ「小」で開発しております。

[プライバシーポリシー](#) /

[著作権等について](#)